

家畜伝染病予防法 一部改正法成立

参議院で審議中であった「家畜伝染病予防法一部改正法案」は3月19日原案どおり参議院本会議で可決され、昨年度来検討されてきた本法案は成立をみた。

この改正法は4月1日より施行されたが、改正の要点としては次の「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律要綱」に示したとおりで、特に家畜伝染病予防法第5条に基く家畜の移動のための証明書携行制度の改正については、健康証明書の制度の簡易化と一定の牛についてブルセラ病の検査を従来の結核病の検査と同様に毎年実施することである。

従来牛、馬又は豚の所有者は、当該家畜を都道府県の区域を越えて移動させる場合には健康証明書とともに移動させなければならなかったのが、今回の改正では一定の牛（搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び種付の用に供し、又供する目的で飼育している雄牛）についてはブルセラ病及び結核病、馬については馬伝染性貧血、豚については豚コレラにかかっていない旨の証明書とともに移動すればよいこととなった。この牛についての健康である証明については、標識（耳標）を附することとなっているが、証明書の携行を必要とする牛（主として乳牛）に対してはできる限り早急に標識をつけるよう措置される予定であるが、その間の経過措置として県外へ移動する牛はその都度家畜保健衛生所に届出し検査を受けることになっている。又標識が完全につけられるまで運送業者において当該牛に証明書が必要であるかどうか判断に困難を生ずるおそれがあるので、証明書を必要としない牛（主として和牛）の移動に際しては、家畜防疫員、獣医師によって運送業者に証明書の必要としない旨を積極的に連絡する等家畜の移動、売買にこの制度を確実、円滑に実施することになった。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律要綱

一. 移動のための健康証明書の携行に関する事項（第5条）

防疫状況の向上に伴い、この制度の簡易化を図るた

め、牛についてはブルセラ病及び結核病、馬については馬伝染性貧血、豚については豚コレラにかかっていない旨の証明書があれば都道府県間の移動ができることとする。

一. 家畜伝染病のまん延防止のためにする検査に関する事項（第31条）

一定の牛については結核病及びブルセラ病の検査を毎年1回以上行うこととする。

一. 手当金に関する事項（第58条）

ブルセラ病の患畜に対する殺処分手当金を結核病の患畜と同様、評価額の5分の4とすることとする。

一. 家畜の伝染性疾病を予防するため必要があるときは、農林大臣又は都道府県知事は、獣医師及び家畜の伝染性疾病の病原体の所有者から必要な事項について報告を求めることができることとする。

一. その他、家畜の伝染性疾病の発生の予防の円滑を期するため関係都道府県間の相互通報の義務を規定する等一部条文の整理を行うこととする。

なお、以上の法律、命令、規則は下によって参照されたい。

一. 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（法第28号昭和31年3月24日付官報登載、4月1日より施行）

二. 家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令（政令第75号、昭和31年3月31日付官報号外第12号登載）

三. 家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（省令第10号昭和31年3月31日付官報号外第14号登載）